



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

厚生労働省雇用環境・均等局、人材開発統括官、 子ども家庭局、社会・援護局障害保健福祉部へ要望 看護職員が経験を活かして就業継続できる環境整備を

公益社団法人日本看護協会（会長・福井トシ子、会員 77 万人）は 3 月 7 日、厚生労働省の村山誠雇用環境・均等局長に、同 8 日、奈尾基弘人材開発統括官、藤原朋子子ども家庭局長、辺見聡社会・援護局障害保健福祉部長に令和 6 年度予算・政策に関する要望書を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

■雇用環境・均等局

看護職員の平均年齢は 44 歳を超え、9 人に 1 人が 60 歳以上となっており、看護マンパワーの確保には年齢を重ねても、就業継続が可能な環境が欠かせません。さらに年齢が上がるに伴い、仕事をしながら家族の介護にあたる看護職員が増加しています。このため本会は、介護のための所定労働時間の短縮化を求めました。また、患者・家族などからのハラスメントが深刻化しており、看護職員など医療従事者の人権を守るため顧客による著しい迷惑行為への対策を事業主に義務付けることを要望しました。さらに、看護職員の仕事と医療安全の確保のため勤務負担の軽減対策として、労働時間等設定改善指針の改正も求めました。

村山雇用環境・均等局長は「どれも看護の現場で働く方々にとり重要な要望だと重く受け止め、何ができるか考えたい」と応じました。特に介護のための所定労働時間短縮については「（現在はフレックス勤務や出退勤時間の調整、介護サービスへの助成など）他の措置も併せて選択としているが、特にどういうニーズが高いのか、要望も踏まえ検討したい」と述べました。



村山雇用環境・均等局長（右）に
要望書を手渡す福井会長

■人材開発統括官

医療の高度化、高齢化の進展に伴う患者像の複雑化などによって、看護の現場ではこれまで以上に幅広い専門的知識や高い判断能力が求められています。看護師に求められる役割を発揮するためには、3 年間の看護基礎教育では時間数が不足する現状があり、大学や修業年限を 4 年に延長して教育を行う養成所も増えています。

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2023年3月13日



奈尾人材開発統括官（右）に
要望書を手渡す福井会長

こうした中、現行の専門実践教育訓練給付金制度では訓練期間が1年から3年以内のコースが対象となっています。本会は、社会人経験者についても社会に求められる役割を果たす看護師となるため、充実した学びの場を選択できるよう、専門実践教育訓練給付金制度に4年間の教育を行う看護師養成所および大学を追加することを要望しました。

奈尾人材開発統括官は、看護師の需給や重要性は理解していると述べた上で、専門実践教育訓練の給付金の費用の一部は雇用保険により給付されるため、業種の公平性が求められるとしました。今後、離職率や定着率など制度の効果検証が必要だとの考えを示しました。

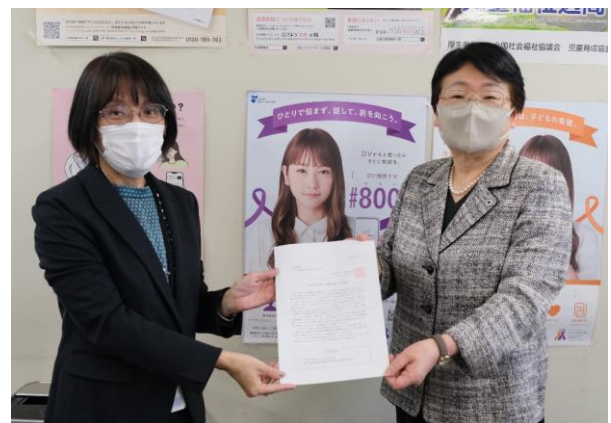
が求められるとしました。今後、離職率や定着率など制度の効果検証が必要だとの考えを示しました。

■子ども家庭局

高齢出産の増加や、育児の孤立化による産後うつ、子どもへの虐待などの課題が山積する中、子どもを産み育てやすい環境の整備は重要な課題になっています。2019年、市町村による産後ケア事業が法制化されましたが、実施状況には地域格差があります。

本会は、出産後の母子にきめ細かい支援が行えるよう、産後ケア事業のさらなる活用推進を求めました。福井会長は、市町村への補助金の増額や、ケアを希望する母子が事業を通して支援を受けやすい仕組みを検討することを要望しました。

さらに、「こども家庭庁」の創設に伴い、今後は同庁と厚労省の周産期医療に関連する部局との連携がより一層、重要になります。医療・福祉・教育などの各分野で関連する府省との連携も必要になるため、同庁に母子の健康に関する施策を総合的に調整する課長級の看護系技官を配置することを訴えました。福井会長は「臨床の現場と省庁をつなぐことは非常に大事。看護系技官の配置を検討いただきたい」と述べました。藤原子ども家庭局長は、近年、核家族化などで母子に対する身近な支援が得にくい背景などから「産後ケアへの関心は高まっている。しっかり取り組まなくてはいけないと考えている」と応じました。



藤原子ども家庭局長（左）に
要望書を手渡す福井会長

■社会・援護局 障害保健福祉部

精神疾患を有する患者数は年々増加しており、市町村は、地域住民の最も身近な相談窓口としてその役割を発揮することが求められています。法改正により、2024年4月から、

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2023年3月13日

都道府県や市町村が行う相談支援の対象者に、精神障害者のほか日常生活を営む上で精神保健に関する課題を抱える人が加わりま
す。支援の対象者が拡大することで、対応する市町村の保健師の業務が増加することが見込まれます。

そのため、本会は、市町村の保健師が精神保健福祉に係る専門的な相談に対応できる体制整備への支援を要望しました。福井会長は「法改正による市町村保健師の業務負担への影響や実態を把握し、配置・増員を進めていただきたい」と述べました。また、都道府県による市町村への支援が強化されるよう、国から都道府県に積極的に働き掛けてほしいと要望し、対応困難事例について相談できる体制や、精神保健福祉に関する研修の充実を求めました。

辺見障害保健福祉部長は「地域住民の健康について保健師が果たす役割は重要だ」とした上で「法改正を踏まえ、業務拡大に伴う変化の実態について現場の声を聞きながら把握したい」と話しました。

この日は、先日報道された、精神科病院における看護師による患者への不適切な行為についても意見を交換しました。福井会長は「精神科病院の看護師に関する報道について、ご心配をおかけしている」と述べ、辺見障害保健福祉部長と虐待に関する職員向けの研修の必要性や、患者からの暴力もある中で看護職がどのように対応すべきかなどの課題を共有しました。

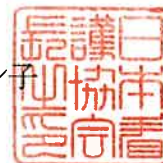


辺見障害保健福祉部長（右）に
要望書を手渡す福井会長

令和5年3月7日

厚生労働省
雇用環境・均等局長
村山 誠 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 福 井 ト シ



令和6年度予算・政策に関する要望書

現在に至る新型コロナウイルス感染症対応においては、看護職員の人員不足が医療提供体制に大きく影響し、深刻な事態を引き起こしました。就業看護職員の平均年齢は44歳を超え、その9人に1人が60歳以上です。今後、少子化の中で看護マンパワーを安定的に確保し、必要とされる医療を提供していくためには、看護職員が年齢を重ねてもその経験を活かして就業継続できる環境整備が欠かせません。他方年齢が上がるに伴い仕事をしながら家族介護にあたる看護職員が増えており、仕事と介護の両立支援如何では離職を選ばざるを得ない状況があります。介護のための所定労働時間短縮を措置義務化し、従来に増して柔軟な働き方、多様な働き方の選択肢を広げることが介護離職防止に有効であると期待されます。

また、かねてより患者・家族等から看護職員に対するハラスメントが深刻化し、安心して働くための基盤が損なわれる状況があります。このことは、看護職員の精神障害による労災請求件数・支給決定件数が他産業・他職種と比較して多い一因です。医療の場において患者の人権が尊重されるとともに、看護職員をはじめとする医療従事者の人権を守り、安全で質の高い医療・看護を提供するために、顧客(患者・家族等)による著しい迷惑行為対策を事業主に義務付け、これによって組織的対策を進めることが急がれます。

さらに、看護職員の多くが夜勤を含む交代制勤務に従事していますが、従事者の健康と医療安全の確保のため、勤務負担の軽減対策の一層の推進が急務です。新たな「脳・心臓疾患の労災認定基準」(2021年9月15日適用)が示す「負荷要因」である「勤務時間の不規則性」に着目して、深夜業を含む交代制勤務に従事する労働者の健康確保対策について検討し、労働時間等設定改善指針を改正し負担軽減の取組みの方向性を示す必要があります。

以上より、令和6年度予算案等の編成並びに政策推進にあたっては、特に以下の事項につきまして格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

- 介護のための所定労働時間短縮の措置義務化
- 顧客等による著しい迷惑行為対策の事業主への義務づけ
- 労働時間等設定改善指針の改正

1. 介護のための所定労働時間短縮の措置義務化

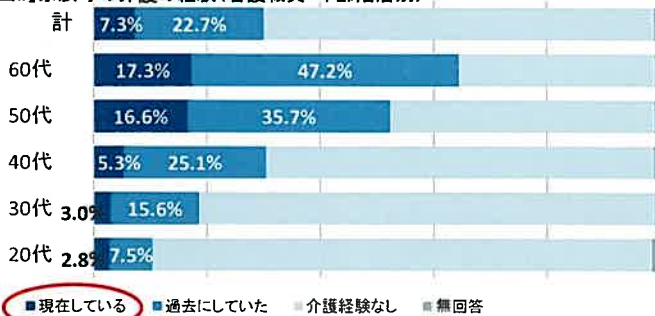
- 育児・介護休業法を改正し、介護のための所定労働時間の短縮措置を事業主に義務づけられたい。
 - ・ 看護職員の平均年齢は44歳を超えて上昇し続けており、仕事と介護の両立支援ニーズが高まっている。

介護支援ニーズに対し、職場の制度整備が進む。利用促進が課題に。

看護職員の14人に一人(7.3%)が「現在介護をしている」。就業者の年齢が上がっており、仕事と介護の両立支援は切実な課題

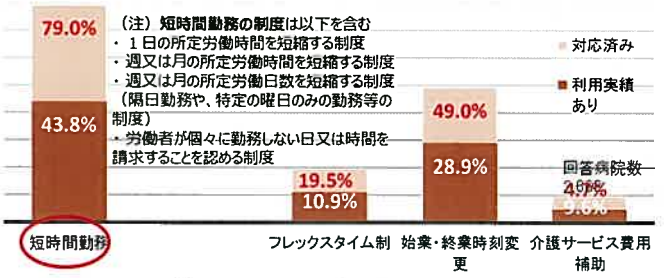
病院の8割が「介護のための短時間勤務」に対応済み、4割強で利用実績ありなど、措置義務化の環境が整いつつある

【図1】家族等の介護の経験(看護職員・年齢階層別)



【看護職員実態調査】(2021年・速報 日本看護協会) による

【図2】家族介護を行う職員に対する「所定労働時間の短縮等の措置」対応状況・利用実績



【病院看護病院長外来看護実態調査】(2021年・速報)・日本看護協会による

40~50代では「介護」のために短時間勤務を利用したいという回答が多い。

短時間勤務の利用・利用希望	現在利用している	利用したいと思う	利用したい理由(複数回答・「利用したいと思う」回答者についての%)									
			子育て・産子	介護	自分の健康管理	自己啓発・進学	地域活動	ボランティア	リニアアド	後年の定年退職	趣味活動	その他
計(2563)	4.6%	40.2%	55.8%	30.6	39.6	13.9	3.6	13.8	17.4	1.6	0.5	
20代(477)	1.9	45.5	80.6	10.6	29.0	12.9	1.4	1.8	19.4	0.9	-	
30代(637)	11.5	44.0	91.1	18.6	25.4	16.1	1.8	1.8	11.8	0.7	-	
40代(758)	3.3	39.3	44.0	41.9	49.3	15.1	5.0	13.1	20.1	2.7	1.0	
50代(574)	1.0	34.5	6.6	51.5	58.1	11.6	6.6	37.9	20.7	2.0	0.5	
60代以上(113)	4.4	31.0	-	37.1	31.4	5.7	2.9	51.4	8.6	-	2.9	
不明・無回答(4)	-	75.0	33.3	33.3	33.3	-	-	33.3	-	33.3	-	

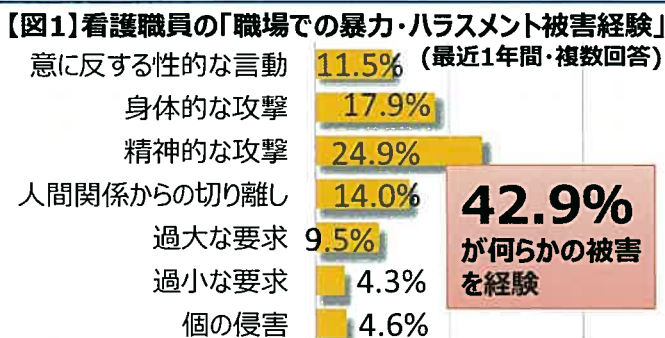
2. 顧客等による著しい迷惑行為対策の事業主への義務づけ

- 労働施策総合推進法を改正し、顧客等による著しい迷惑行為から労働者を守る対策を事業主に義務づけられたい。
 - ・ 看護職員の過労死(精神障害によるもの)の背景に、患者からの暴力等の被害がある
 - ・ 看護職員の従事者10万人あたり労災請求件数・支給決定件数(精神障害によるもの)は、他産業・他職種と比較して多い
 - ・ 看護職員の労災請求件数(精神障害によるもの)は年々増加している

2

労災（精神障害によるもの）の背景に患者の暴力・ハラスメントの存在

多くの看護職員は職場で暴力・ハラスメントにさらされている。患者・家族等からは「身体的な攻撃」「意に反する性的な言動」の被害が多い



出典 日本看護協会 2019年「病院および有床診療所における看護実態調査：病院職員調査」(n=15,026)

【看護師の労災支給決定（認定）事案の分析】

看護師について、精神障害の事案の割合が多く（脳・心臓疾患1件、精神障害52件）、そのほとんどが女性（52件のうち、51件女性）であり、約半数が30代以下。また、その発病に関与したと考えられる業務によるストレス要因は、患者からの暴力や入院患者の自殺の目撃等の「事故や災害の体験・目撃をした」が、約8割と特に多く、その発生時刻は深夜帯が多い。

出典 「平成30年版過労死等防止対策白書」第4章過労死等をめぐる調査・分析結果 重点業種・職種の調査・分析結果(5)医療 より～

【表】労災（精神障害によるもの）請求・支給決定件数（令和2年度）

産業(大分類)	従事者数(万人)	請求件数	支給決定件数	従事者10万人対	
				請求件数	支給決定件数
製造業	1003	326	100	3.3	1.0
建設業	402	89	43	2.2	1.1
運輸・郵便業	335	202	63	6.0	1.9
卸売・小売業	982	282	63	2.9	0.6
金融・保険業	163	64	12	3.9	0.7
教育・学習支援業	313	77	11	2.5	0.4
医療・福祉業	832	488	148	5.9	1.8
再掲 看護職員	166	127	45	7.7	2.7
情報・通信業	228	111	27	4.9	1.2
宿泊・飲食サービス業	339	92	39	2.7	1.2

出典 〇主な産業(大分類)の従事者数(万人):「労働力調査(年報)」(総務省) 2020年
 〇「過労死等の労災補償状況」(厚生労働省) 令和2(2020)年

〇看護職員数1,659,035人:「令和2年衛生行政報告例」(厚生労働省)

公益社団法人 日本看護協会

【図2】看護職員の労災（精神障害によるもの）請求・支給決定件数



出典 「過労死等の労災補償状況」(厚生労働省) H28～R3年

3. 労働時間等設定改善指針の改正

● 新たな「脳・心臓疾患の労災認定基準」(2021年9月15日適用)が示す「負荷要因」である「勤務時間の不規則性」に着目して、深夜業を含む交代制勤務に従事する労働者の健康確保対策について検討し、以下の項目について労働時間等設定改善指針に追加されたい。

- 勤務間インターバルの確保(勤務間インターバル11時間以上、1回の夜勤後おおむね24時間以上、2回連続夜勤後おおむね48時間以上の休息確保)
- 仮眠の確保、仮眠環境の整備(仮眠室(個室)を確保)
- 長時間夜勤の回避(1回の夜勤の長さは13時間以内)

※「看護職の夜勤交代制勤務に関するガイドライン」(日本看護協会)

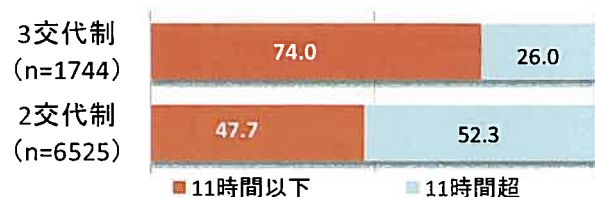
(1) 勤務時間の不規則性に着目した新たな指針が必要

労働者災害補償保険法に基づく脳・心臓疾患による労災認定基準 (2021年9月15日適用)

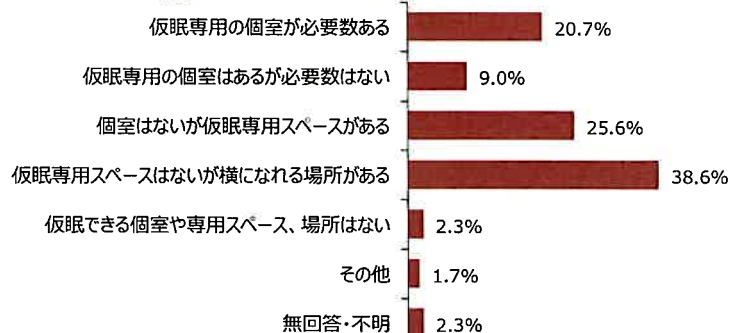
「業務の過重性」の要素	【負荷評価の観点】
(ア)労働時間 (イ)勤務時間の不規則性 (ウ)事業場外における移動を伴う業務 (エ)心理的負荷を伴う業務 (オ)身体的負荷を伴う業務 (カ)作業環境	おおむね 11時間未満の勤務の有無 、時間数、頻度、連続性等 交替制勤務における 予定された始業・終業時刻のばらつき の程度、勤務のために 夜間に十分な睡眠がとれない程度 (勤務の時間帯や深夜時間帯の勤務の頻度・連続性)、一勤務中の 休憩の時間数 及び回数、 休憩や仮眠施設 の状況(広さ、空調、騒音等)

(2) 看護職員の夜勤環境～短いインターバル、不十分な仮眠施設

【図1】最も短い勤務間インターバル(R2年6月実績)



【図2】看護職員の仮眠環境(病院)



【出典】令和2年度医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究(厚生労働省)～医療機関アンケート調査結果(看護職員調査)

【出典】2019年 病院および有床診療所における看護実態調査(日本看護協会)

令和5年3月8日

厚生労働省

人材開発統括官 奈尾 基弘 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井トシ子



令和6年度予算・政策に関する要望書

医療の高度化、高齢化の進展に伴う患者像の複雑化、さらに、地域包括ケアシステムの推進により療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へと広がっていること等により、看護の現場ではこれまで以上に幅広い専門的知識や高い判断能力が求められています。

こうした社会・医療環境において、看護師に求められる役割を發揮するためには、3年間の看護基礎教育では時間数が不足する現状があり、大学や修業年限を4年に延長して教育を行う養成所も増えています。

つきましては、社会人経験者が社会に求められる役割を果たす看護師となるため、充実した学びの場を選択できるよう、以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

重点要望事項

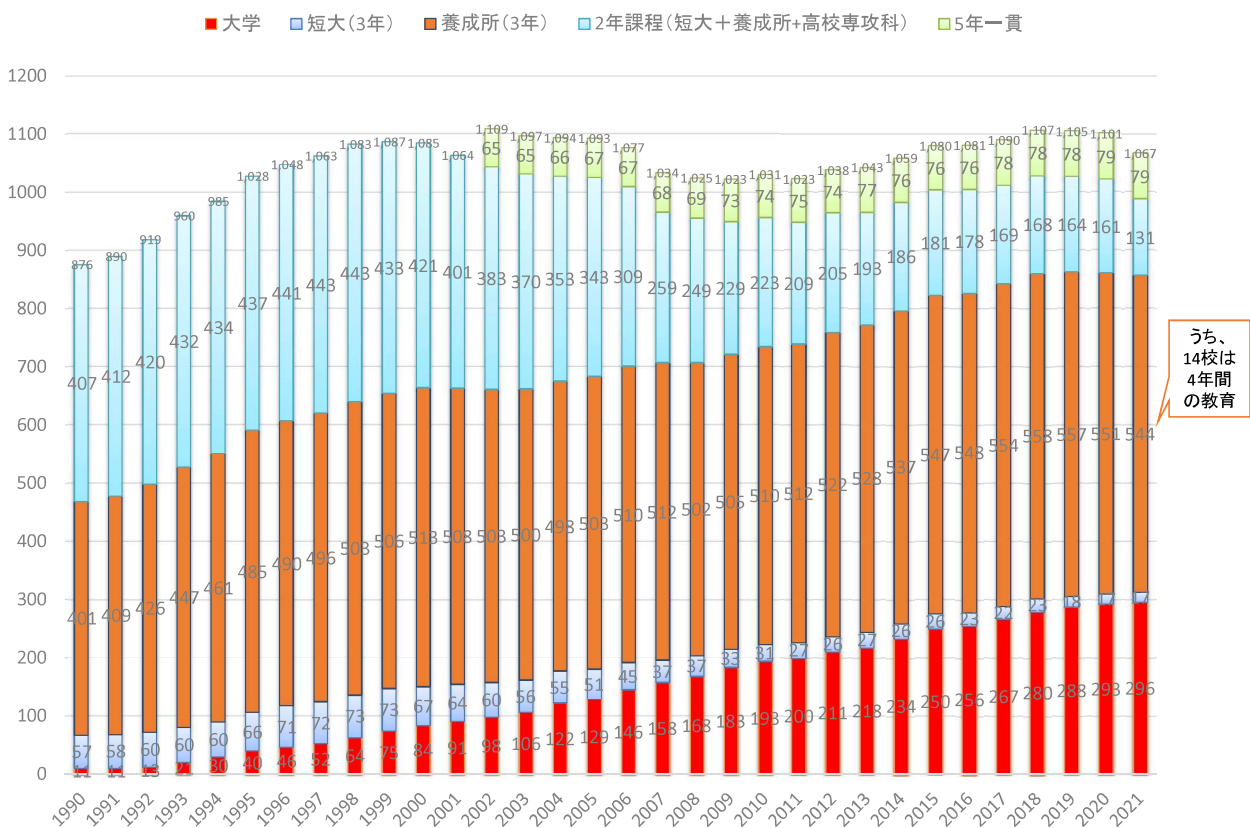
- 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

1. 専門実践教育訓練給付金制度の対象として、4年間の教育を行う看護師養成所及び大学を追加

- 看護師に求められる資質が高まっていることを受けて増加している大学及び4年教育を行う看護師学校養成所についても、専門実践教育訓練給付金制度※の対象に追加されたい。

※現行制度では訓練期間が「1年から3年以内」のコースが対象

看護師学校養成所数の推移：大学の増加



令和5年3月8日

厚生労働省

子ども家庭局長 藤原 朋子 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



令和6年度予算・政策に関する要望書

近年、35歳以上の高齢出産の増加に伴い、リスクの高い妊産婦が増加しています。また、育児の孤立化による産後うつや子どもへの虐待等の問題も山積しています。出生数の減少もますます進んでおり、子どもを産み育てやすい環境の整備が求められています。

このように母子を取り巻く環境が変化する中、令和元年には「母子保健法の一部を改正する法律」が成立し、産後ケア事業が法制化され、市町村は事業実施に努めることとする規定が盛り込まれました。しかし、令和4年1月の総務省による「子育て支援に関する行政評価・監視－産前・産後の支援を中心として－結果報告書」において、産後ケア事業の実施状況には地域格差があることが明らかになっています。

また、「子ども家庭庁」の創設に伴い、各府省庁に分かれている子ども政策に関する総合調整権限が一本化されますが、安心・安全・快適に子どもを産み育てるための環境を整備するためには、医療、福祉、教育、福祉等における施策の相互調整を図る必要があり、厚生労働省、文部科学省、その他関連府省との連携が欠かせません。

すべての母子が、適時・適切な支援を切れ目なく受けることのできる政策の実現に向け、健康と生活支援双方の視点を持つ看護系技官の配置が必要であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要です。

以上から、令和6年度予算案の編成にあたっては、特に以下の事項につきまして、必要な施策の実現を図られますよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

重点要望事項

- 「産後ケア事業」のさらなる活用推進
- 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官の配置

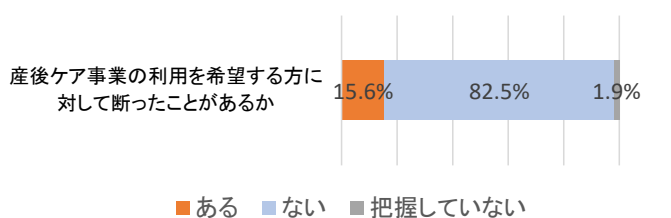
1. 「産後ケア事業」のさらなる活用推進

- 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を構築するためには、「産後ケア事業」のさらなる活用推進が欠かせないため、
 - 市町村への補助金を増額されたい。
 - 利用を希望する母子が当該事業を通して支援を受けられることができるよう、仕組みを検討いただきたい。
- 【例】母子健康手帳交付時の妊産婦健康診査受診券とあわせて産後ケア事業利用券を発行するなど

産後ケア事業のさらなる活用に向けた取組みが必要

産後ケア事業の利用を希望する方に対して利用を断った経験が市区町村の15.6%にある。

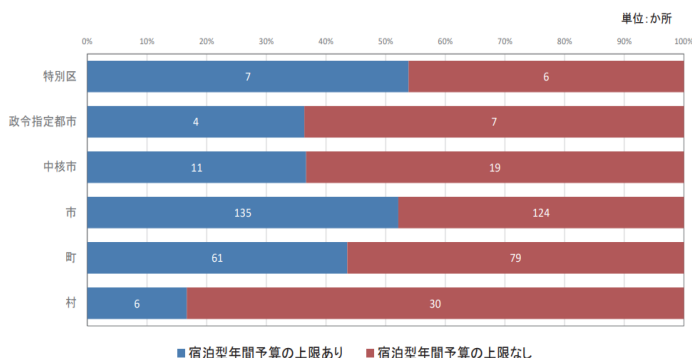
産後ケア事業の利用を希望する方に対して断ったことがあるか



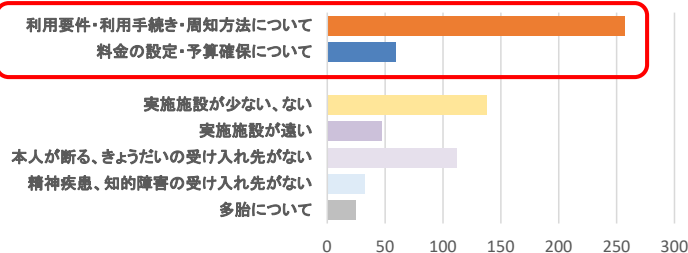
出典:「産後ケア事業の利用者に関する調査研究事業 報告書」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf>)を加工して作成

市区町村における産後ケア事業実施の課題には財源の確保がある。

産後ケア事業(宿泊型)年間予算の上限の有無



産後ケア事業を実施する中で、課題と感じていること



出典:「産後ケア事業の利用者に関する調査研究事業 報告書」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf>)

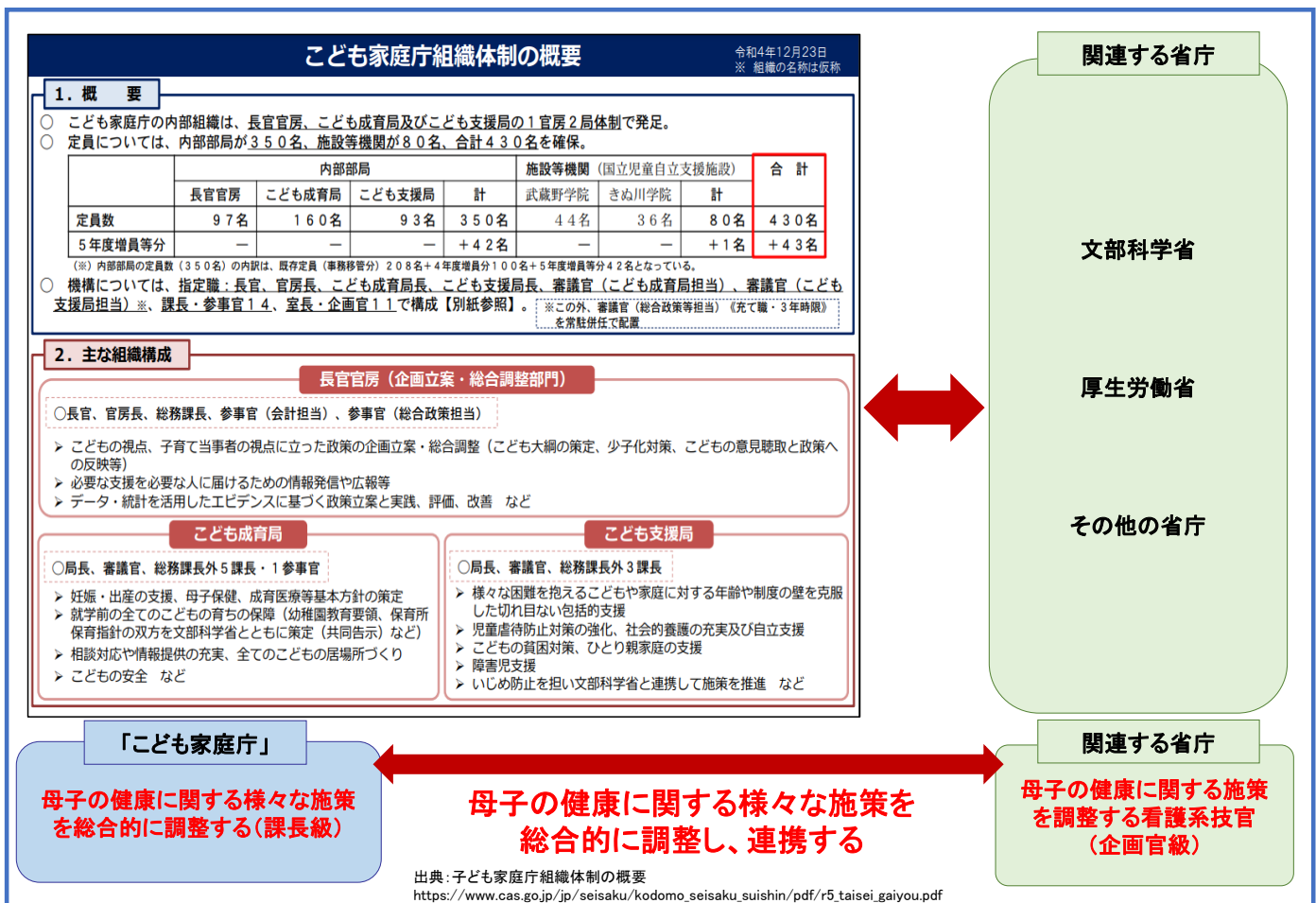
出典:「産後ケア事業の利用者に関する調査研究事業 報告書」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf>)を加工して作成

2. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官の配置

- 「こども家庭庁」に、母子の健康に関する様々な施策を総合的に調整する課長級の看護系技官を配置されたい。

- ・母子の健康に関する施策は、複数の省庁にまたがっている。
- ・成育基本法や母子保健法の一部改正等により求められている「切れ目ない支援体制」の実現に向けて一体的に対応するためには、「こども家庭庁」と厚生労働省の周産期医療、女性の健康や労働安全衛生、文部科学省の学校保健、健康教育など関連部門と連携を図る必要がある。
- ・こうした施策についての連携・調整の担当には健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官が適任であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要である。

母子の健康に関する施策を調整する看護系技官の配置イメージ



令和5年3月8日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 辺見 聡 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



令和6年度予算・政策に関する要望書

わが国の精神疾患を有する総患者数は年々増加しており、市町村には地域住民にとって最も身近な相談窓口として役割の発揮が求められています。令和4年12月10日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和6年4月1日施行）において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象者として、精神障害者のほか日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるものが加えられました。

この度の法改正により、相談支援対象者の拡大に伴う保健師の業務増加が見込まれます。しかし、現行の地域保健法には市町村の業務として精神保健に関する相談支援が明示されておらず、市町村における常勤保健師数の推移も横ばいです。

市町村保健師が精神保健に関する専門的な相談に対応できるよう、法改正による市町村保健師の業務負担への影響と実態を把握した上で、市町村保健師の増員を推進されますようお願い申し上げます。あわせて、都道府県等による市町村への支援体制の整備に向けて、ご尽力を賜りますよう要望いたします。

重点要望事項

- 地域共生社会の実現に向け、市町村保健師が精神保健福祉に係る専門的相談に対応できる体制整備への支援

1. 地域共生社会の実現に向け、市町村保健師が精神保健福祉に係る専門的相談に対応できる体制整備への支援

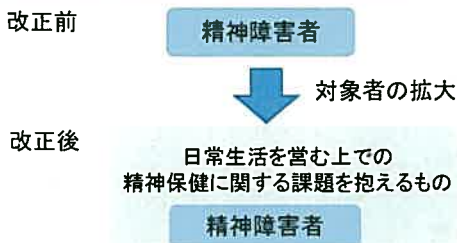
- 法改正による市町村保健師の業務負担への影響と実態を把握した上で、市町村保健師の増員を推進されたい。

(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年12月10日成立、令和6年4月1日施行)における精神保健に関する相談支援の対象者の拡大に伴い、市町村保健師の業務増加が見込まれる。)

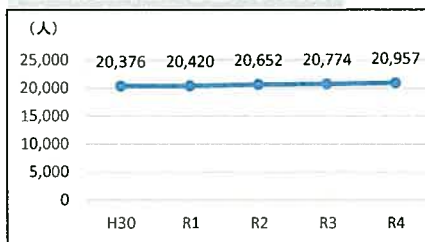
- 市町村保健師が専門的相談に対応するための支援強化
 - ・都道府県による対応困難事例への助言
 - ・都道府県による精神保健福祉に係る研修体制の充実

相談支援対象者の拡大に伴う市町村保健師の増員等の必要性

法改正に伴う相談支援対象者の拡大

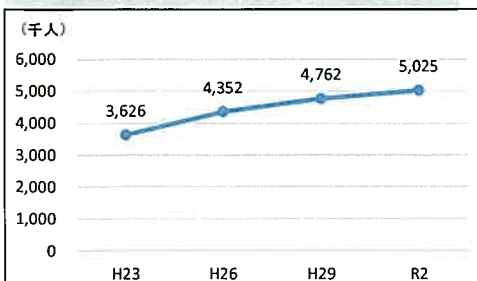


常勤保健師数の推移(市町村)



※厚生労働省「保健師活動領域調査(領域調査)」より作成

総患者数の推移(精神および行動の障害)

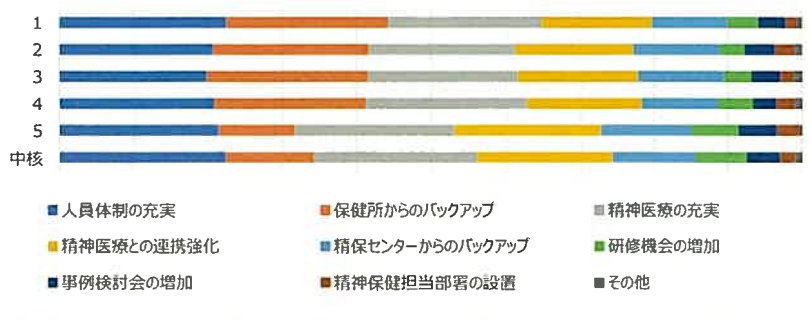


※厚生労働省「患者調査 5.傷病分類別の総患者数」より作成(平成23年から29年は、令和2年の推計方法を適用した数値を元に作成)

※平成23年は、宮城県石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

対応困難を解決するために望まれる体制(複数回答:5つまで)

1: 人口1万人未満 N=336 2: 人口1-5万人 N=530 3: 人口5-10万人 N=188
4: 人口10-30万人 N=151 5: 人口30万人以上 N=62 中核: 中核市・特別区・保健所設置市 N=54 (再掲)



- いずれも、人員体制の充実や精神医療の充実・連携強化を挙げている。
- 併せて、処遇困難事例(未受診・医療中断等やひきこもり、虐待等)への対応等、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップ(重層的支援)が求められている。

※出典: 令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」(研究代表者: 藤井千代)「分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」(研究分担者: 野口正行)市区町村の精神保健福祉業務に関する調査(速報値)」第3回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会資料(厚生労働省)